ヒアリング結果　子育て支援・保育・B

◎ 基本的考え方

就学前児童数が増え続け、保育ニーズも高まっている自治体の課題は、主に待機児童対策、市民主体の子育て支援の推進、放課後児童施策の３つである。保育所については基本的に、認可外保育施設ではなく民間の認可保育所の設置で対応している。保育所の財源確保については、財政難にあること、また高所得者の利用も増えていることから、保育料の値上げを検討している。在宅で子育てしている人への投資と比べて、保育所利用者への投資が多すぎるとの批判も強まっている。

子育て支援については、自治体のノウハウは乏しく、ノウハウを持つ地域のＮＰＯ等との協働に力を入れている。都市化、核家族化が進む中で、新たな子育て支援の取り組みが必要であるが、子育ては母親がすべきという考えや、プライベートな問題で公が介入すべきでないという人も多く、子育て支援が重要だという意識が醸成されていないという問題もあると考えている。

< 領域別 >

１．認可保育所における選択利用方式について

選択利用方式にするべきである。しかし、待機児童が多くいるため、現状は措置と同じような事務手続きになっている。将来的には、「保育に欠ける」ではなく、「保育を要する」という形で、在宅で子育てしている人も使える形になるのではないか。一時保育が手薄になっており、不定形就労の人をもっと受け入れればよいと思う。不定形就労を含めた一時保育のニーズを満たすことで、待機児童をなくせるのではないか。

２．保育サービス利用者への補助のあり方について

保育所利用者には、年収１千万円以上の人も多く、福祉施策とはいえなくなってきている。受益者負担という考え方で、高所得者にはもう少し負担してもらう方向になるのではないか。一方では若年層で定職につかない人が増えるなど、新たな低所得者層が形成される可能性があり、自己実現をしたい高所得者のための保育ニーズと、新たな低所得者層の保育ニーズに分かれていくことが考えられる。

３．福祉行政と教育行政について

幼保園を立ち上げる計画があるが、幼保一元化という考え方ではなく、幼保連携という考え方でやっている。現在は定員割れしている幼稚園はないが、いずれ他都市と同じように幼稚園児が少なくなって一部保育の機能を入れないといけなくなれば、新たな幼保連携の形が出てくるかとは思う。教育委員会は非常に慎重である。学校の敷地、建物という物理的資源と、学校の先生という人的資源を、子どもや親の育ちに活用できればずいぶん違うと思うが、本来家庭でやるべきことを全部学校に押し付けたり、子どもが怪我でもしたら苦情が殺到するような状況もあり、学校現場の先生は対応に苦慮している。

４．認可保育所と認可外保育施設について

自治体独自に補助する制度はあるが、待機児童対策は認可保育所で対応するようにしており、基本的に認可外保育施設の支援はあまりしていない。認可外保育施設から認可保育所に移行するケースも結構ある。認可保育所については、民間の方がスピーディーな対応ができるということで、今後は公立ではなく民間で進める。

５．保育サービスの財源のあり方について

厳しい財政状況の中で、福祉部門も聖域扱いすることはできず、就学前児童数が増えていることもあって保育所は必要なので、高所得者や延長保育利用者などの保育料の適正な負担により財源を確保する。現在、保育所の利用者に投入される予算に対して、あまりに幼稚園と在宅で子育てしている人には少ないことが公平感を欠くと

いう批判が出ている。

＜ 共 通 ＞

６．理念

パターナリズムは今の時代にはマッチしていない。エンパワメントやアドボカシーをどう保障するかという環境整備が主流になってくる。特に、子どもの意思や自発的な考え方を誰が代弁するのかということが課題になってくる。

サービスのニーズに対して、行政だけでなく、自治会、町内会を含めて多様な住民・団体が関与し、新たな公共というものを形成していく形がよい。最近はいわゆる陳情型の話は少なくなっている。意思決定に市民が入っていくことで、協働できるというパブリック・インボルブメントがよい。

７．法体系

青少年や子どもを統括する局を作り、子育て支援施策を全部集約していくという構想がある。要保護児童施策は福祉局、幼稚園関係は教育委員会、青少年は市民局とばらばらであり、それらを統合して対応する部局が必要である。

８．供給方法

今後は大きく２つに分かれていくかと思う。一つは在宅子育てで、虐待予防や育児不安の解消のための一つの大きな括りの中の施策類型、もう一つは要保護児童施策が大きな柱になっていく。その時の担い手は、市民や事業者が担い手となって行政がサポートするという仕組みと、行政主導でやる部分に分かれる。

保育所については直接契約がいいと思う。市民が選べるだけの情報提供を行政がやることは限界があるので、各園が自分でＰＲしてやるのがよい。現場の長がもっと活躍できるような場面を作った方がいい。第三者評価については、利用者が選択する一つの資料と思うが、評価基準の枠にはめこむと自主性や積極性を阻害する可能性がある。

９．分権化

一般財源化は、自治体で格差はできるが、市民にとってはわかりやすい行政になる。国の補助がつかないという言い訳ができなくなり、自治体の職員も責任を問われ、知恵を出して市独自の取り組みが進む。

市内でも、各区長に任せる市役所内分権を行っている。各区に権限を委譲することで、子育て支援のニーズにスピーディーに的確に対応できるようにと考えている。

１０．財源

福祉関係の予算はすでに聖域化されていない。本当に必要な施策を必要な人員で必要なお金を投じるということを考えなければならない。住民意識調査で行政に一番望むこととしては、これまでは高齢者福祉で、最近では防犯になっており、子育て支援はベスト10ぎりぎりである。子育ては全面的に家庭が責任をもってすべきという考えや、プライベートに公が介入することはよくないという意見もあり、子育て支援に力を入れなければならないという意識も醸成されていない。少子化に歯止めがかかっていないので、これまでの施策は間違っていたと言われることもあるが、在宅子育て家庭への支援が今後出生率に関係していくようにも思う。

ヒアリング結果　子育て支援・保育・C

◎ 基本的考え方

個人の負担は薄く、サービスは手厚くという施策は、恒久的な経済発展が望めない現状で財政的な限界が来ることは明らかである。少子化傾向が進行する現状を踏まえ、必要な施策に重点配分する必要がある。サービス提供コストに対し利用者が応分の負担をすることは当然であり、現行保育料の０歳児に厚く、４歳児以上には薄い公費負担割合も格差是正が必要ではないか。また、現行の子育て支援にかかる公費助成は、保育所利用児と非利用者との間で格差が大きく、是正が必要である。

０歳児保育については、スウェーデンのように育児休業制度を整備・推進し、母親の他、父親も一定日数休暇を取るようにして、子育てに夫婦で関わることが大切であり、親の育ちにとっても有用と考える。

公的支援とともに相互扶助も大切にすべき。地縁、血縁で相互に支えあっていたかつての日本にもどるというのは無理な話かもしれないが、大震災が起きた時には損得抜きで自然に助け合いが行われたように、日本人がその気持ちを失ったわけではない。また、人間関係の希薄化、社会性の欠如などの現状を踏まえると、体験活動を通じ、子どもの時期から社会性、協調性を養うことが必要である。

＜　領域別　＞

１．認可保育所における選択利用方式について

将来的には認可保育所と保護者が直接契約する方法にすべきと考える。直接契約によって保育所と利用者とが直接向きあう関係となることが互いの当事者性を高めるものと考える。直接契約制度になった場合は、行政の役割として、情報提供、利用援助（勧奨）、苦情解決、事業評価（監査と第三者評価）が必要であろう。

２．保育サービス利用者への補助のあり方について

現行の子育て支援にかかる公費助成は、保育所利用児と非利用者との間で格差が大きく、是正が必要である。また、保育所保育料の公費負担割合についても、０歳児には厚く、４歳児以上には薄くなっており、もっと負担の平準化を図るべきである。保育料については、利用したサービス量に応じた利用者負担を基本として、母子父子家庭や低所得家庭などの福祉的要件に合致する人については、保育料について個人助成を受けられる仕組みが考えられるのではないか。

３．福祉行政と教育行政について

それぞれ児童福祉法と教育基本法に基づいており、基本的スタンスの違いはあるものの、家庭や地域の子育て力、教育力の低下を踏まえ、次世代育成支援という観点から福祉と教育の連携・協働の必要性が増している。現在、検討が進められている総合施設は親の就労の有無にかかわらず利用可能とする方向であるように、今後子どもの最善の利益の観点から、福祉と教育は一層の連携・協働を求められるであろう。

４．認可保育所と認可外保育施設について

保護者が子どもを保育できない一定時間、子どもを預かっている点では両者で同じであるが、認可保育所については、家庭や地域の子育て力の低下を背景として、地域子育て支援の責務が増している。この地域子育て支援について認可外保育施設に担わせるのは現実的でない。

認可外保育施設を利用している人の多くが認可保育所の待機者であることからも、認可保育所の整備を進めていくことが必要である。また、質の高い認可外保育施設は、認可要件を満たすよう整備し認可保育所に移行していくべき。認可外保育施設の存在を否定はしないが、地域の子育て支援の強化の観点から認可保育所の整備を中心として子育て支援施策を推進すべきと考える。

5．保育サービスの財源のあり方について

国、地方自治体共に財政状況は厳しい現実を踏まえると、児童家庭福祉関係予算を増やすためには、別部門の予算を削る必要があるし、併せて利用者負担増をお願いする必要もあろう。現状は、子ども家庭福祉関係の予算は高齢者等の他の福祉関係と比較してもすくなく、少子化の現状を踏まえ国の維持・発展のための先行投資、基盤整備として児童家庭福祉にもっとお金をかけるべきと考えるし、もっと国民的議論を高める必要がある。

＜ 共 通 ＞

6．理念

児童憲章、児童権利宣言などにあげられている理念は決して古びていない。これらにかわる新たな理念をつくる必要はなく、原点に戻って立ち返って、児童憲章等の目指すものを確認することが必要だと思う。その上で、次世代育成支援対策に見られるように、児童家庭問題の解決は、福祉だけでなく、教育や労働など多分野が連携・協力して対応していく必要がある。

7．法体系

児童福祉法の理念は、本来普遍的なものであり、国、地方自治体は、児童の保護者とともに、児童の健全育成の責務を担っている。児童福祉施策は、戦後孤児障害児等特定対象者を中心に進められてきたが、現代の家庭や地域の子育て力の低下を踏まえ、すべての子育て家庭を対象とした健全育成施策として見直ししていく必要がある。

社会福祉基礎構造改革、介護保険創設においても「個人の尊重」に重きが置かれ、その方向に進んでいるが、個人に偏重しすぎているのではないか。社会保障を公的保障のみで成り立たせるのは無理があるし、真に幸せな社会ができるとも思えない。社会の基本単位は家族であり、もっと家庭福祉を見直すべしと考える。

8．供給方法

基本となる自治体は市町村、サービス実施者は民間中心とし、利用は直接契約とする。公立でないとできないことを突き詰めていくと、実はそんなにないのではないか。また、日本各地の地域状況が相当異なることを踏まえると、地域の実情に応じ、地域の人的資源、物的資源を活用して、地域で企画、運営、評価して地域にふさわしいサービスを創造することが大切である。国は、これまでサービスの平準化を図る意味で補助金方式で全国一律的に金を出してきたが、地域の実情に応じた工夫が可能となる補助の仕組みに改革すべきであろう。

9．分権化

身近な福祉サービスは基本的に市町村が責任をもつべきと考える。市町村には対応能力がないとの危惧もあるようだが、責任をもって地方行政を行っているのだから実施可能であろう。不適切なサービスは、住民の代表である議会での議論や苦情解決システムを機能させることで防げるであろう。地域の実情が異なる中、地域で創意工夫したサービスを可能としていくためには、国が定めた配置基準、設備基準で規制するより、サービスの質を評価する仕組みをつくり、情報公開し、その評価で規正していく（情報提供と選択利用）という考え方の方がよいと思う。また、サービス供給等が単独で難しい市町村については複数の市町村共同で対応していくことも可能であろう。

10．財源

国や地方自治体の財源は厳しさを増しているので、何に重点的にお金をかけるか国民的議論をしていく必要があるが、現状の子ども家庭福祉関係予算は少ないと思う。子どもは将来の社会の担い手であり、子ども家庭福祉にもっとお金をかけるべきだと思う。

ヒアリング結果　子育て支援・保育・D

◎ 基本的考え方

子どもの保育をめぐる問題として、就学前の4歳、5歳の時期における4～5時間程度の幼児教育としてのコアの部分の仕組みをどのようにつくっていくかということが重要である。その時期については、学力形成の前段階における、家庭ではできない集団的な人格形成を行う「就学前の義務的保育」として、保育園に行っていようと幼稚園に行っていようと、基本となる幼児教育の部分は同じものを用意すべきではないかと考える。それが前提としてあった上で、保育所の選択利用方式や幼保一体化等の是非についても議論されるべきであると考えている。幼稚園の教育要領と保育所の保育指針も、ともに一番求めているもの、ねらいや目標は基本的には一緒である。その核となる部分については幼児教育として重要である。その前後は「預かり保育」として、子どもに必要な保育を行うことであるが、親の育児と仕事の両立も考慮し、多様な仕組みが必要である。

＜ 領域別 ＞

1．認可保育所における選択利用方式について

4歳、5歳の幼児教育のコアとなる4～5時間程度の部分をもう少しきちんとすべきであり、その部分が保育園でも幼稚園でも保障されるということが前段にあった上で、その後にどのように園を選んでいくのかという問題が来ると考える。選べる方がいいとは考えるが、各園がコアの幼児教育を保障した上で、何を目標とし、どういうところに特色があるのかを明確に出していく必要がある。

2．保育サービス利用者への補助のあり方について

施設の整備状況によって近くに幼稚園か保育所のいずれかしかない地域に住む児童については、措置対象ではなくても保育所に入れるなどする方針をとり、このため保育所と幼稚園の費用負担もなるべく統一している。また家庭育児と保育所利用者の公平性の問題については、金銭給付は本当に子どものために使われているかが見えないし中途半端な額であれば効果がないので、支援センター等の整備を進めることで家庭育児の方へのサービスを提供するという考え方をとっている。

3．福祉行政と教育行政について

幼保一体化の問題については、保育所と幼稚園を一緒にするだけが能ではなく、いずれの施設でも幼児教育のコアの部分がきちんと用意された上で、プラスアルファの機能については様々な選択肢があって利用者が選べる形がよい。

福祉行政と教育行政については、国・都道府県の行政機構が縦割りで考え方や制度が異なるが、末端行政においては住民の目線でなるべく一緒にやっていくことが望ましい。今後は幼稚園と保育所についても、ともに地域で子育てを支援する核となる施設として位置づけ、人事交流を含めてソフト面・ハード面ともに統一的な考え方で整備をしていくことが望ましく、総合施設に注目している。

4．認可保育所と認可外保育施設について

認可だけではニーズに対応できていない中、認証保育所制度等の導入等によって一定のレベルが確保されるよう指導・支援しながら認可外保育施設を活用することが必要である。保育については必ずしも公共でなければやれないわけではないので、民間に任せる部分は任せ、一定のレベルが保たれるような仕組みをつくることが公共の役割である。負担については同じ市民の子どもとして負担の差を埋めるべく補助金を出す必要がある。ただし認証保育所に幼児教育のコアの部分まで期待するのは難しく、現時点で認証保育所に期待するのは低年齢児を中心とした「託児」サービスの部分であるが、できれば保育を期待したい。

5．保育サービスの財源のあり方について

国の補助金制度の動向にもよるが、いろんな形で国の縛りでは地域の実情に合わないので、思い切って地方にやらせるというならその形が一番いいと思う。ただし、それに見合う税源委譲等が必要である。

＜ 共 通 ＞

6．理念

子どもの目線で子どもの成長をどういう風に考え、大人が何をしなければならないかということについて、児童憲章や児童福祉法等に既に謳われている基本的な考え方を見つめ直すことが大事だと思う。子どもとして、人間の成長にとって重要な中心となる部分は変わってはならない不易のものであり、その観点から家庭の役割と親の関係、地域の役割、幼児教育のコアの部分のあり方を再度見直す必要がある。

7．法体系

次世代育成は福祉的な部分も必要であるが、あくまでも幼児教育、義務教育を含めて人間として育っていくことをどう行政が支えるのか、また子どもの成長と親の関わりの部分についてどのように考えるのかを明確にするべきものであり、いわゆる福祉の問題とは視点を異にして整理されることが必要である。

8．供給方法

幼児教育のコアとなる部分については共通のものを保障した上で、プラスアルファの機能については園それぞれが地域のニーズにあわせて独自に工夫して様々に選択肢が用意された上で、利用者がそれぞれの子どもの育成についての考え方に沿って選択できる形がよい。直接契約の仕組みをとるとしても、契約の中身を園等と保護者がどういう風に共有化できるかが重要であり、そのために紙切れだけではなく保育者と保護者が向き合いお互いに確認し合える仕組みをつくることが重要である。

9．分権化

全国統一的に確保すべきものについては国が当然全国レベルを維持していくための責任を果たす必要があるが、もはや高度成長の時代ではないので、地方がそれぞれの独自性の中でやっていけるように権限・財源とも移譲されていくことが望ましい。ただ、虐待やＤＶ等に関係する児童相談所の設置問題については、専門スタッフの確保や人事異動が地方単独では困難な場合があり、県が音頭をとって市が人材確保できるような仕組みがあればよい。

１０．財源

国や県の補助金の申請手続きは大変で無駄な部分がたくさんあるため、税源委譲をしてある程度地方の独自性を出せる形がよい。一般財源化によって子どもにかけられていた費用が他に廻されてしまうのではという懸念については、行政が市民に対する説明責任を果たす中で十分に議論し、住民とのチェックシステムを働かせていけばよい。費用負担については、幼児教育のコアの部分のようにどの住民も平等な部分で社会全体で負担することとして公費負担を多くし、延長保育等特定の個人で異なる部分のサービスについては相応の利用者負担を求める考え方でよい。財源については、子どものために使うということを明確にすることが必要である。

ヒアリング結果　子育て支援・保育・E

◎ 基本的考え方

「保育が変われば日本が変わる！」が持論である。保育が変われば子どもが変わる同時に親が変われる、親が変われば地域が変われる、地域が変われば日本社会が変われる。ある意味一番弱者である子どもたちがケアされ満足できる社会は、国民すべてがある程度幸せで心地良い社会になると考えている。そのためには、子どものことを親や行政任せではなく国民全体で考えて決めていく必要がある。日本には保育所保育指針や幼稚園教育要領という指針があるが、それは国が認めた施設用とでしか使われておらず、又現場において指針等がしっかりと尊重された保育を見ることは非常に少ないうえに、保育の中身も保護者にも届いていない現状がある。育児書に翻弄される保護者も多いなか、国は多様性を考慮した上で日本保育指針、日本育児指針を作成し、強制ではない形で国民に開示していくことも必要だと思う。基本的な人権として子どもが育児や保育や教育を受ける権利と内容を親が理解することによって、しっかりとした議論になり、社会が子どもたちに目を向けることにも繋がるのではないかと考えている。

また保育や育児を理解し選択することは大切であるが、現在、保護者の判断基準となるものは乏しく、家庭ごとの保育プラン、育児プランを（働き方も含めて）保護者と共に考える役割を担う存在が社会的に必要で、サービス提供者や行政にも利用者に代わって問い合わせやクレームをつける権限が保障された専門職としてチャイルドケアマネージメントという構想を持っている。

＜　領域別　＞

1．認可保育所における選択利用方式について

基本的には直接契約が良い。ただ選択利用方式の今の選択肢自体に問題があると感じる。保育所を選択するという考え方では施設選択であり、保育サービスを選択することができていない。認可保育所に入ることによって、児童福祉法で保障されているものが担保されるわけではない。また各家庭に必要な保育が社会的にも家庭においても明確化されていない中で、保育サービスを選択する際には子どもをどう育てればいいのかについて保護者をサポートし、傾聴、共感しながらアドバイスできる人が社会的に必要だと思う。

2．保育サービス利用者への補助のあり方について

直接契約のサービス給付が良い。できれば現金給付は避けたい。すべての家庭に保育サービスを提供することが必要である。現在の子育て環境においては、必ずしもすべての家庭の子どもたちが十分に保育や育児されているわけではなく、要保育ニーズはどの家庭にもある。親の就労等の行政の一方的判断だけで保育に欠けるか否かを判断する方法は今の時代には合わず、子どもの年齢ごとの発達を十分考慮した上で、要保育ニーズを多様で段階別に設定することが大切だと思う。

3．福祉行政と教育行政について

乳幼児の教育とケアをどう捉え、どうミックスしていくかがこれからの課題である。また、幼児教育の基本というものがまだ語られていない。教育を否定するよりは、教育を取り込むという考えだが、自我形成期の3歳までは、群的集団性であり計画性や明確な目的などはこの時期の子どもには認められない。毎日の安定した日課や生活リズムによる見通しにより行動する。社会性のある集団としてはというのは 3・4歳くらいからで、そこまでは1人1人への対応が教育とケアでありその線引きは保育や教育現場では意味を持たない。一つ言える事は生活力の基礎がしっかり子どもに無いと、どのような教育プログラムも輝きを失う。また現在、義務教育を1年早めるという議論があるが、子どもの発達を理解した上でプログラムを組むならいいが、いわゆる6歳でできることの縮小化はよくない。

4．認可保育所と認可外保育施設について

認可保育所か認可外保育所かという議論ではなく、基本的には保育所を一般化し、質を満たした保育サービスにはそれなりの援助をすることが必要である。保育の中身や質、サービスの効用に対する評価がまだ不十分なことが問題であり、その物指しは第三者評価も含めてもっと検討していく必要がある。そういった上で、行政等が保育の中身を明確にする力や権限、責務を持つことが望まれる。

5．保育サービスの財源のあり方について

高齢者へのサービスは介護保険法によって定率と負担率が決められているのに対し、乳幼児への保育サービスが特別予算の特別事業であることはおかしい。保育サービスも永続的に財源を確保するために、国民が子どもたちのためにそれ相応の負担をするという認識が必要だ。

また、保育サービスの費用負担については、住民サービスとして保育料を安く設定している市町村があるが、子どもの最善の利益を考慮し、保育の質を下げないことを優先する方が大切だと思う。

＜ 共 通 ＞

6．理念

子どもは社会の宝である。子どもは時代を担う存在であり、大人を癒してくれる大切な存在である。大人は自分が守ってあげなければいけない存在がいることによって成長する。育児の意味や楽しさをもっと広く伝えていく必要がある、行政は困った事柄や問題解決の事後処理だけではなく、事前的予防施策を充実させるべき。又、せめて生まれてから1年間の育児休業は必要であることを国民と社会システムに認識してほしい。また、家族の多様性を認め、ひとり親や未婚の母、外国籍の人たち等も子どもを生むことが尊重され、ケアされる社会を作ることが大切である。

7．法体系

子どもに対するサービスの財源が確保されるための法律が必要である。できれば子どもの分野も介護保険法の中に入れてほしい。0歳から6歳まで、義務教育を受ける前まで何もされないというのはおかしい。80歳が平均寿命だとしたら、少なくとも介護保険の80分の6は6歳以下の子どもたちにまわしてほしい。子どもたちには社会にお世話になった、大人たちにもらったお金で自分たちは0歳から6歳まで幸せに過ごしたという実感が大切であり、社会を信頼する事に繋がる。

8．供給方法

基本的には直接契約のサービス給付である。しかしそれは子どもに対しての財源が定率化され、国にそれ相応の負担をするという認識があって、そこから初めて直接契約のサービス給付になる。例えば保育サービスの場合、今の特別保育事業の予算のままで直接契約サービス給付をしても、市町村ができる、できないという問題に摩り替わってしまう恐れがある。まずは財源を安定的に必要量確保することが必要である。又、子育て会費システムなどの、増税ではなく大人全体の負担意識構築と行政依存意識改善が必要である。

9．分権化

国家責任ですべての子どもが保障されるベーシックな部分があり、プラスアルファを市町村がするべきである。教育、ケア、外交、防衛は国の責任であり、教育とケアが両方必要な子どもたちを市町村に任せるならば、国が財源を確保し、指針を示した上で分権化を行う必要があると思う。保育についてのベーシックな部分とは要保育認定である。介護保険制度は国の基準があり、地域性に考慮したサービスを各自治体が提供できる仕組みであり、ニーズに合ったサービスを提供する仕組みができている。保育、育児ももっと議論され、精査されるべきだと思う。

１０．財源

子どもに対する財源は介護保険の様に安定的、永続的に確保されるべきものである。保育サービスを今のように特別予算の特別事業で行うのには無理がある。また一時に無理矢理お金を出す形も、計画性と継続性がないため意味がないと思う。又市町村の行動計画策定による交付金制度にしても基から緊縮財政ありきからスタートしており、子どもの成長し発達する権利や社会から教育を受ける権利が守られ向上する可能性は少ない。

三位一体改革の動向については、子どもを守るために議論をするという姿勢で子どもの予算が減らされる等、子ども最善の利益に反する動向に対してはしっかりと意義を申し立てることが大切だと思う。

ヒアリング　質問文

＜児童健全育成＞

1．児童厚生施設における健全育成サービスについて
　児童厚生施設における健全育成サービスについて、現状のままで良いと思いますか。
もし、改善すべき点などがあれば、お話ください。

2．放課後児童健全育成について
放課後児童健全育成について、現状のままでよいと思いますか。
もし、改善すべき点などがあれば、お話ください。

3．地域における第一次的な相談援助体制について
地域における第一次的な相談援助体制について、現状のままでよいと思いますか。
もし、改善すべき点などがあれば、お話ください。

4．年長児童の健全育成のあり方について
年長児童の健全育成のあり方について、現状のままでよいと思いますか。
もし、改善すべき点などがあれば、お話ください。

5．地域における健全育成の担い手（児童委員、主任児童委員、ボランティア等）のネットワークについて
　地域における健全育成の担い手のネットワークについて現状のままでよいと思いますか。
もし、改善すべき点などがあれば、お話ください。

＜共通質問＞

6．これからの次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的な理念について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、パターナリズム、次世代育成支援、児童の権利保障、家族再統合支援、パーマネンシー・プランニングなどの理念についてどのようにお考えでしょうか。

7．次世代育成支援・子ども家庭福祉の基本法体系について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、老人保健福祉施策における介護保険法と老人福祉法との住み分けを、子ども家庭福祉分野ではどのように考えたらよいでしょうか。児童福祉法と民法とに分断された子ども家庭福祉制度体系について、どのように考えたらよいでしょうか。

8．次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給の方法について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、高齢者福祉や障害者福祉と同様、次世代育成支援・子ども家庭福祉についても利用者と提供者とが直接向き合う関係を基本とすべき、との見解に対してどのようにお考えですか。

9．次世代育成支援・子ども家庭福祉行政実施体制の分権化について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、高齢者福祉や障害者福祉と同様、市町村を中心に再構築すべき、との見解に対してどのようにお考えですか。

10．次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの財源について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、その総額、財源構成、公費負担の方法・性格、利用者負担のあり方、さらにはそれらの組合せのあり方などについてどのようにお考えでしょうか。
　ところで、三位一体改革の動向について、どのようにお考えですか。

ヒアリング結果　児童健全育成・A

◎ 基本的考え方

要保護児童からはじまった児童福祉の枠組みの中で児童健全育成の問題を扱うことは難しい。

つまり、要保護児童対策はマイナスのものをゼロまで引き上げる対策が中心であるのに対し、児童健全育成は子どもの持つプラスのものを一つひとつ積み上げていくといった施策が中心だからであり、福祉の現場ではこのことが十分理解されておらず、結果なかなか手が廻っていない状況である。むしろ児童健全育成は、教育に近く教育との連携を図るべきである。

また、なぜ福祉の分野では効率優先指向が強いのだろうか。例えば、小学校の教員では人材確保に支障が出ないよう法律で潤沢な資金が用意されている。一方福祉の分野では経費を切りつめるため民営化し、加えて経験の浅い保育士を多数配置している。

さらに、国の考えと地方の実態との乖離が大きい。例えば、東京と地方とでは幼保一元化のねらいについても、地方は経費削減、東京などは待機児童対策などねらいが違う。地域性の違いに配慮する必要があり、その部分で調整弁を果たすのが都道府県の役割と考えている。

＜　領域別　＞

1．児童厚生施設における健全育成サービスについて

児童館の位置づけが曖昧なまま、地域子育て支援センターやつどいの広場等の類似事業のメニューが増え、それらの差異がわからない。国の位置づけを明確にする必要がある。このなかでも、児童館は親子の集い、小学生の放課後の遊び場、中高生の居場所という複数の機能が時間帯別に常時提供でき、保育所と並んで地域の子育て支援の拠点施設のひとつと考えている。よって、これまで以上に支援していく必要がある。

2．放課後児童健全育成について

市町村では両立支援というよりも放課後対策という意味合いにおいて理解が進みつつあり、子どもを中心として考えていくならば共働きか否かで分けるのではなく全児童を対象としてしっかりとした位置づけで進めていった方がよい。これまでは最低基準がないことが量を伸ばすメリットとして働いてきたが、今後は質を確保する必要がある。たとえば、指導員の配置基準、施設基準について定める必要がある。また、研修等を行うための全国組織が必要ではないか。一部の団体がクラブの代弁者であるかのような状態は早急に解消する必要がある。

3．地域における第一次的な相談援助体制について

現状ではこれといった相談援助体制はなく、また情報提供も効果的な方法がとられていない。地域子育て支援センターも保育所の通常業務が主としてあった上で従として行われているため限界があり、特に私立保育所で実施する場合には、一般の人が入りにくい、責任体制が曖昧等の問題もある。相談するといっても同じ立場のおやこがつどい情報交換するだけでも問題が解消するケースも多く、つどいの場（児童館）を身近に設置するとともにスーパーやコンビニ等に掲示板を置かせてもらい情報を対象者に確実に伝わる体制づくりが重要である。

4．年長児童の健全育成のあり方について

現状では年長児童に対応する部署が明確ではない。福祉だけではなく教育分野との密接な連携が必要である。若者は、誰もが同じエネルギーを持っている。要はその吐き出し方うまいかどうかなのである。工夫が必要である。たとえば、音楽やダンスなどの特技を生かして地域で活動してもらい、それに対する見返りとして地域通貨を渡すなど、周りを巻き込んだ仕掛けとしてもよい。若者を閉じこめるのではなく、場を提供して大人達が遠巻きに支援できるような環境をつくることが重要である。

5．地域における健全育成の担い手のネットワークについて

現状では担い手のネットワークはほとんどできていない。地方では、その機能は社協に期待される。しかし、現状では機能しておらず、それに代わるNPO等もほとんどない。児童委員及び主任児童委員も存在さえ忘れられている。子どもの分野における社協の役割・機能について整理し、社協を活性化させるか、それともNPO等の新しい受け皿を探すか、あるいは行政がやるか、いずれかの選択肢を選んでいく必要がある。

＜　共　通　＞

6．理念

少子化対策から次世代育成支援対策と表現が変わったことについて、子どもの数だけで考えるのではなく、また、親の負担軽減のための子育て支援だけではなく、次代を担う子ども達をどのように育てていくかが重要であると視点が変わったものと解釈している。この解釈に基づき、子どもを主体とした考え方を持って、それを切り口としていくべきであると考える。

7．法体系

地方レベルでは、法体系による影響は特段ない。例えば「放課後児童クラブ」については法律の有無に関係なく整備されてきた。地方は法律に関係なく住民のニーズに合わせたサービスを提供しなければならないのである。子どもの問題については、高齢者福祉や障害者福祉と並ぶ福祉領域の一部として考えるのではなく、教育領域と合わせた「子ども」領域として考えた方がよい。

8．供給方法

直接向き合う関係が理想であるが、介護保険等他の福祉サービスや一定の水準を維持していくことを考えると、短期的には行政が責任を持って潤沢な予算を投じるべきではないか。教育についてあれだけのお金を投資しているのだから児童福祉もそれに習うべきである。

9．分権化

市町村中心とすることが望ましいが、5? 10万人規模の市町村では児童福祉係として3名職員がいる程度であり、住民ニーズに応えた新しい施策・事業を企画・実施していくためのマンパワーが足りない。市町村におろすためには、最低中核市程度の人口規模になる必要があるのではないか。そこで、市町村のマンパワーが足りない部分については、都道府県の役割として、市町村への指導、建物整備への投資についての調整等を行う必要がある。また市町村を中心とした実施体制とするならば、当然財源も市町村を中心とした形に再構築される必要がある。

10．財源

都市部と地方とでは実情が大きく異なり、一律に水準を上げる段階は終わっていると考えられるので、財源は地方に置くべきである。特に福祉分野についてはこれからは、地域住民の活力を活かすための機動性、柔軟性が必要であるため、都道府県レベルで財源を持って市町村間の調整をすることが望ましい。今後三位一体改革で交付金化が進む中、都道府県の権限は狭まり予算のとりまとめだけとなってしまう可能性があるが、これでは施策に精通した人材が都道府県にいなくなってしまい、結果、国に地方の立場から働きかけるものがいなくなり危惧する。

ヒアリング結果　児童健全育成・B

◎　基本的考え方

問題意識として、子育て支援、児童健全育成も含めて、日本の児童、とりわけ就学前の子どもの教育・保育体制は、現実の子育て観強（共稼家庭の増大、就労形態の多様化など）の中で、実態にそぐわなくなってきているといえる。さらには、競争社会や教育の市場化の中で、教育というものをステータスの手段として使い二極分化させていこうという動きと、もうひとつは、それに地方では全然参加できない、むしろ、平等公平化への動きとなっているということがある。末端まで貫徹されている階層分化の動きは、当然保護者の内的意識にもあるし、社会的な評価としてもあるだろうが、そのことの善し悪しをどこかで整理をしていかないといけないと考えている。

理想論としては、子どもたちは少なくともこの世に生を受けてスタートをする中で、家庭の事情の如何を問わず、スタート時点の平等ということがどこかで担保されるべきだ。それをやってこそ初めて競争社会が成り立つのではないか。最初からハンディを背負って競争ということはアンフェアーだ。子どもの平等や公平感を担保する社会の実現を目指すためには、現実的には末端の自治体で現行制度を超えた取り組みをどこかでしていかないと、突破口が開けないのではないかと考えている。

＜　領域別　＞　児童健全育成

1．児童厚生施設における健全育成サービスについて

2．放課後児童健全育成について

＜データなし＞

3．地域における第一次的な相談援助体制について

子育て支援センターの場の指導員の努力で、地域のコーディネートや保育支援をしていくことが必要で、一言二言相談にのることも子育て支援である。悩みを聞くことも家庭支援になる。

4．年長児童の健全育成のあり方について

従前は、子どもたちの問題は根っこをたどると、結局家庭でどう育ったかということに左右されると指摘されてきたが、子どもたちが手に入れることができる情報量が十年前とはまったく異なり、一概に家庭環境とも言えなくなってきた。複合的な要素が重なり合って、今の子どもたちの状況がある。それに対応していくには、教育、保育、生活、健全育成・社会保障など、全体を所管する新たな省庁が必要なのではないか。

5．地域における健全育成の担い手のネットワークについて

子育て経験者や高齢者の皆さんが生きがいということで社会参加をしていくことと、保育所がうまく制度的な問題をクリアしてできるようなら、どんどんやるべきだと思うが、それをコーディネートする人たちが新たに必要になってくる。保育士や幼稚園教諭以外に、幼児教育コーディネーターというような存在も考えていく必要もあるかもしれない。

＜　領域別　＞　子育て支援・保育サービス

2．保育サービス利用者への補助のあり方について

幼保一元化施設があちこちにできているが、できてないことのひとつに料金の統一化がある。同じ内容で同じ保育をやるのだから、子どもは一時間あたりの単価を同じにすべきだ。最終的に、1 時間単位の時間単価を設定して、保育を受ける時間に応じて支払うシステムにし、さらに応能負担にして、なおかつ国の基準に合わせようという考え方でやっている。料金の統一化では、とりわけ幼稚園側の方の反対もあったが、幼稚園が定額から家

庭の所得に応じた負担となる応能型になるということで説得した。

3．福祉行政と教育行政について

「うちの子も、よその子も」「同じ地域の子ども」として位置づけ、幼児教育・保育を受ける条件や環境に差があってはならない。親や家庭などの都合による保育形態の選択から、子どもの成長を中心軸において、望ましい養育環境をいかに創造していくかが問われている。これまでの幼児期の教育・保育のパラダイムを、地域社会レベルで転換し、地域の子どもたちとして、公平・平等な「保育・教育」を受ける権利と機会が保障されることが重要である。幼保一元化の施策というのは、子育て支援政策の基軸をなすものであると思う。

＜ 共　通 ＞

6．理念

施設をいくら増やして、待機児童をどうやって減らすかということではなくて、産む人、育てる人が、育てやすい、産みやすい環境を社会保障全体の問題としてどうやって捉えていくのかという、こういう問題が前段にあるのではないかと思う。スウェーデンとかドイツでやっているような、子育てがある程度一段落したときに、社会復帰しやすいような、そういう社会保障制度をきちっと作っていくことも含めて、働く母親に対する社会保障制度を基本的に考えていくべきだろう。

＜次世代育成支援行動計画＞

一部には全体の町づくり計画の中で、幼児教育も保育環境もきちんと位置づいているから、あえてそんなプランなんかいらないという考え方があった。施策はあっても、それこそ将来の日本の子育ての姿をどうしたらいいのかというビジョンがない。事業所の規模によって行動計画を作れとか、それは働きやすくするためにそういうふうにするのはわかるが、それでいったい全体的にどういうところに向かっていくのかという部分が見えていない。

7．法体系

国の就学前教育・保育のシステムを変えたいと思うが、人間の基本的な意識を変えなければならないので、三世代かかる。基本的意識とは、家族とは何かという問いかけであり、人間として生きていて一番安心して快く感じることというのは、家族ではないか。

8．供給方法

サービスは、限りなくどんどん提供するのはいいが、公的保障と自己責任の線引きをどこに持ってくるのかが問題ではないか。年金とか社会保障も含めた制度的な部分や施設整備は、ある程度公的負担でやるべきだと思うが、保護者が子どもが生まれて就学させても、同じような生活水準を維持したいという意識を変えていく必要があるのではないのか。子どもが生まれて、父親だけが働くようになったときの生活水準の格差をどのくらいに想定していくかという問題がある。やはり理想論を組み立てるには、そういう議論も必要だ。それはもう少し現実的に、子育て期において、共稼ぎができないことから、所得減少にともなう生活水準の低下は、ある程度止むを得ない部分もあるが、これにともなう公的な所得保障（子育て期）の問題も生じてくる。自己責任の範疇として、生活水準というのはある程度下げざるを得ないという部分の議論はやはりしなければならないだろう。

9．分権化

個人的には、市町村がしっかりしていれば、都道府県はいらないと思う。そのほうが地域の教育権の確立になるのではないかと思っている。しかし、教育の自治、主体性というものは、地方分権という方向とまったく逆で、地域の子どもたちは地域の考え方、環境、風習で育っていくという面もある。その特色ある教育というのとは、

本当はまったく反する。自治体の能力にもよるだろうが、この地方には三千人の町とか千五百人の村などもあり、そこが自治体の教育委員会だけで教育を全部責任持ってやれと言われても、できない部分もある。

１０．財源

子どもたちの教育・保育をはじめ、年金や社会保障も含めた制度的な部分や施設整備は、ある程度の公的負担はやむを得ないと考えている。

ヒアリング結果　児童健全育成・C

◎ 基本的考え方

児童の健全育成は、児童の持つ特性や能力を多方面に伸ばすことであり、その全面的な発達（身体、感情、情緒、知性、社会性など）をどう支援するかということが重要であると考えている。児童の健全育成を福祉・教育の範疇でとらえた場合、健全育成はその中心に位置する。左方向には、「身体・情緒等の崩れ」「非行・ドロップアウト」が考えられ、児童福祉や家庭福祉がカバーする。右方向には「成長・発達」、「子どもの最善の利益」として家庭教育、学校教育が位置するといった構図が生まれる。児童福祉における健全育成の領域は子どものベースとなるようなイメージを持っている。

国・地方自治体においても、児童健全育成対策に充分な財源がつけられないことを憂慮する。児童健全育成に係る行政関係者、現場担当者の人材養成等が必要であり、児童健全育成の重要性をアピールすることが重要である。

＜ 領域別 ＞

1．児童厚生施設における健全育成サービスについて

児童館については、地域の健全育成の拠点として位置づけられているが、市町村により温度差があり、位置づけは不十分である。国からの財政的な支援も弱い。今後は、都道府県と市町村で施策の充実と設置の促進、職員の育成等の強化も必要である。児童館は子どもの遊び場であるだけではなく、地域の住民、とりわけ乳幼児を持つ母親のたちが集う場でもある。子育て支援の機能を強化するとともに、地域に対して働きかけ、他機関との連携のもと、地域を子どもにおいて成長の基盤となるような運営を目指すべきである。

自治体の財政が危機的状況にある中、行政が民間志向をするとき、それに対応する組織が硬直化し、人材が育っていない事態にある。児童福祉のミッション・理念を失っている職員も多く見受けられる。また、日々の仕事に追われ、非常に疲れている。児童館は、ハードとしての建物とソフトとしてのプログラム、マンパワーとしての職員という構造の中に子どもが来館する。児童館職員は子どもと接する能力だけではなく、地域や行政、組織の問題にも対処できるためのロジックを持つ必要がある。また、幅広い人間的力量も身に付けなければならない。

2．放課後児童健全育成について

現在、国として放課後児童クラブに関しての運営指針が無いのは問題である。すべて地域の実情にまかせてしまうと、自治体の状況により、運営がまちまちになる。今後は、国が一定の指針を示すことが必要である。当面は安全・衛生および適正規模についての指針が必要であろう。また、全児童対策で行う居場所づくりはあくまで「遊び」であるのに対し、放課後学童クラブは生活の場であって、両者の違いを混同しないことである。

さらに財源について言えば、保育所に通った子どもの半数が放課後児童クラブに行くという実態に照らして考えれば、保育にかける費用と放課後健全育成にかける費用の格差が大きすぎる。

3．地域における第一次的な相談援助体制について

相談のニーズと相談体制・サービスにズレがある。相談の量と質に合わせて、地域相談体制を構築せねばならない。地域の中に相談できる関係をつくることも必要である。仲間づくりをして、そのなかである程度、解消できるようにすることも重要である。程度の軽い悩みについては、地域の子育て支援センターや児童館、児童遊園など保護者同士が出会う場で解消し、対応が難しい相談に関しては専門機関が対応する。これらの体制に沿うかたちで、質的および量的にふさわしい職員を各施設に配備する必要がある。

4．年長児童の健全育成のあり方について

最近、年長児童の問題行動が多発しているが、地域における年長児童の健全育成はまだ端緒についた段階であ

る。地域社会として、また政策としても、その場その場で対症療法的にやっているように感じる。
また、次世代育成支援というと親になるためのトレーニングになってしまいがちだが、必要なのは青年期自体の充実である。今中高生にはたまり場がない。そこでやはり地域の中の居場所、交流場の確保が必要になってくる。地域で施設を準備し、中高生のニーズに合わせたプログラムの提案、子どもをサポートするスタッフの養成を課題としていくべきである。これに関して、厚生労働省と文部科学省との連携を強化していくことが課題となるだろう。

5．地域における健全育成の担い手のネットワークについて

地域における健全育成の担い手の養成がなされていない。本人の知識、経験で習得した能力の範囲で、理念や指導方法も統一されることなく行なわれている。青少年の現状と発達に対する理解が十分にはなされていないと感じる。
また、行政機関の考える健全育成と民間地域組織で実際に対応している問題が噛み合っていないように感じる。これから行政機関と民間地域組織の連携のあり方を検討していくべきである。
具体的には、まず会議や集まりに際し中高生（当事者）を交えた参加・交流型の機関の構築である。そしてもう一つは、子どもが大人に従う、大人が子どもに合わせるのではなく、立場の違いを認めた上で協議をする協議会等の組織の構築である。その際には、子どもと大人の間にアダプター（変圧器）となるような人材が入る必要がある。

＜ 共 通 ＞

6．理念

＜児童の権利保障＞これから一番拠って立つところの大事な理念である。生存・発達・保護・参加と理念が４つ存在する。その中でもこれからの最大の課題は、社会参加としての参画という点である。権利保障というと守らなくてはいけないという側面の印象が強いのだが、それだけではなく"参画"していくことが大切である。

7．法体系

児童の権利条約を批准しているが、それを受けての法改正が検討されていないことが問題である。
民法の関係については、最終的には親が、ということになれば児童虐待の問題等については解決できない。最終的には児童の権利擁護というところから考えていく必要がある。

8．供給方法

サービスのニーズが非常に多様化しているので、基本となるサービス水準については国及び地方公共団体で確保しながらも、さらに細かなニーズに対応するために民間やＮＰＯによるサービスの活用ができると考えている。

9．分権化

分権化には基本的には賛成であるが、トータルに見る視点があった上での分権化が必要である。分権化だけを推し進めると地域格差がさらに広がり、実施されるサービス内容もばらばらになってしまう。基本的なサービス水準等については、国の一定の考え方を踏まえた上での分権化が必要である。

１０．財源

社会保障の財源構成の中でも、児童家庭分野が占める割合は非常に少なく、この点については見直す必要がある。また、利用者負担のあり方等についても検討が必要であり、保険制度の導入等も選択肢としてはありうると思う。ただその前に、社会保障全体の財源を増やす必要があるのではないか。

ヒアリング結果　児童健全育成・D

◎ 基本的考え方

児童健全育成は子どもたちが様々な体験を通して仲間と協調と競争をくり返しながら、豊かな人間関係を作り出す活動である。児童厚生施設は機能、開館時間、対象者等について現状は閉ざされがちであるが、法や道徳にふれない限り何をしてもいいという発想で目的や理念を検討し、子どもの最大の発達と安定に資するプログラムを開発し直す必要がある。そのためには市町村担当者を始め、一般の方々にももっと子どもが年齢に応じて遊ぶことの大切さを啓発していかなければならないと考えている。また、地域住民と児童健全育成の関係者が連携し、地域全体に児童館的な機能があることが望ましい。理想的にいうと「一つの街がすべて児童館」で、子どもは寝泊りの際に家に戻るというような発想で、街全体で子どもを見守るような視点に啓発していくことが児童館の本来的な機能だと考えている。

また、児童厚生施設はソーシャルワークの専門性を備え、地域の核施設として家庭福祉の支援や子どもの悩みに即していける居場所づくりの機能をもっと十分に発揮すべきであると考える。

＜ 領域別 ＞

1．児童厚生施設における健全育成サービスについて

児童館の設置や運営には地域的な偏りがある。中学校区に一館を設置目標としたいが、難しい場合は公民館や空き教室を利用してその機能を果たしてほしい。運営については福祉施設としての機能とそれを果たす人材の確保が課題である。児童館は地域の核施設として家庭福祉の支援や子どもの悩みに即していける居場所づくりの機能を十分に発揮すべきである。また、職員こそが子どもにとって最高のおもちゃであり、無形文化財であるという発想で、人格、専門性の高い職員を置くことが必要である。

2．放課後児童健全育成について

すべての児童館は身近な児童クラブを一つ二つ取り込んでほしい。児童クラブの子どもと児童館に遊びに来る地域の子どもが一緒に遊べるというメリットがある。他の児童クラブも児童館のブランチとして、有機的に連携し、遊べる空間を探して、安全な遊び場に子どもたちを分散するような運営方針をつくるべき。子どもを屋内に閉じ込めておくのではなく、保護者の理解も得て、子どもの自由を確保し、子どもの権利を守る必要がある。児童クラブは遊びと共に生活の補填の場でもあるため、子どもにこまめに配慮できる職員の専門性は必要であると同時に、緩やかな生活管理は必要だと考える。

3．地域における第一次的な相談援助体制について

相談したい人を受け止めて必要に応じて専門機関に繋ぐ役目をする能力は、あらゆる児童福祉施設の職員に兼ね備えていてほしい。全ての福祉施設の職員がインテークの窓口になってほしい。身近な地域の職員にそういった能力があれば、早い時期から予防チェックし、見守ることができる。その為にはソーシャルワークやカウンセリングマインドを教育カリキュラムの中にしっかりと組み込むことが必要である。

4．年長児童の健全育成のあり方について

児童館にはジュニアリーダー的な役割を担う子どもと、どこでも受けとめられないから来る子どもがいる。思春期の子どもを扱いなれた職員も最低一人おいて、そういう子どもを受けとめるという基本的視点が必要だ。横断的なピアグループを通して彼らがダベリングできるスペースも必要であり、児童館でうまくそういう子の気持ちをつかめたら、その子たちはすごい力になってくれるし、その子たちも救済できる場となる。

中高生と赤ちゃんとの触れ合い事業は、関係者たちにも年長児童にも評判が良く、すべての児童館で積極的に進めてほしい。

5．地域における健全育成の担い手のネットワークについて

掛け声はいいが、本当の意味でのネットワークはまだ中央団体でもできていない。ネットワークというのは建物同士が仲良くするわけではなく、そこで働いている者同士がどれくらい親しいかで現実には決まってくる。それを組織的に作り出す方法は、現在は個人任せであるが、経験年数ごとの横断的研修会というものがグレード別にあってもいいのではないだろうか。ワークショップ形式で共通のテーマで研修を受け、お互いに積極的に意見交換できるように、そういった場を行政的に作る必要があると考える。

＜ 共 通 ＞

6．理念

本当に子育て支援ですべきことは少子化対策ではなく、もう既に生まれた子どもの権利をしっかりと守ることである。いい国に生まれたと感じることができ、これから先大人になったら少し社会に還元しようという気持ちの子どもを育てることである。そうすればいつかまた人口が落ちそうになった時には、きちんと男女が恋愛をして子どもを育てる能力も復活するだろう。

パターナリズムは、大まかにはもう少し放っておいてほしいのではないかと原則論では考えるが、子どもの権利や擁護を考えた時には必要な時もあると考える。

7．法体系

＜データなし＞

8．供給方法

大まかな基準は国が示すべきであり、その上で市町村がサービスを提供していくことが必要である。全く児童について考えていない市長や福祉課長もいる。そこに子どもの将来を預けてしまうということに大きな不安がある。例えば放課後児童クラブでは、100 人位の子どもを押し込めた状態で、こんなところで何が健全なのかと考えさせられてしまう場所も見受けられるのが現状である。よってすべてを各市町村に任せることには反対であり、国が正しい方向を示した上で、市町村が地域性にあったサービスを提供していってほしい。

9．分権化

法制度を変えて全国的にやろうと訴えても、難しいという感覚があった。しかし、三位一体で地方の時代になった時に、市町村ごとに啓発したり、真剣に関わってくれる人を見つけ協力を得たりすることで、各市町村の福祉部局は自分の地域の問題として取り組み、むしろ市町村から変わっていくかもしれない。そしてレベルの高いところをモデルにし、そのモデルを目指す市町村をサポートしていくことで、本当に望ましい児童家庭福祉施策を提供できる市町村を増やしていくことができるかもしれない。

10．財源

子どもたちにどこまでお金をかけるかと考えた時に、子育てにかける予算や費用は、将来的に社会に役立つことを見越して、税金を投入して所得の再配分を考えていく方法が肯定されると考える。

ヒアリング結果　児童健全育成・E

◎ 基本的考え方

従来、実施されてきた学齢期の児童に対する健全育成施策は、「放課後の遊びの指導」という意味あいを強めた内容にし、現在の放課後児童健全育成事業のような「保育に欠ける」児童を対象とした学童保育事業の内容を薄めていくことが望ましいと考える。就学前児童の総合施設が増えていくべきだし、その考えの延長上に放課後支援があるべきだ。

今は、民間で様々なサービスがあり、自分たちの事情や希望によって自由に利用している世の中であり、年長児童へは、情報提供、場所の提供に留め、現在の関係者によるサービス提供を継続しても意味はない。性的な相談には踏み込むべきでない。マイナス思考での規制的指導をいくら強めても、性に対する意識自体を変えていくことはできないからである。

現在の子ども家庭福祉行政の中では、支援費制度の実施に伴って発生する法律的な問題を解決する必要がある。特に障害児や被虐待児へのサービス供給などである。市町村への財源移譲も、直接契約制度も基本的に賛成である。しかし、市町村行政と議会がどこまで信頼できるかが問題である。自分たちの実情に合わせてお金が使えるという意味で一般財源化はよい話だと思う。しかし、行政と議会が信頼できればよいが、一般には道路を作っておしまいになるわけなので、反対せざるをえない。直接契約制度になった場合、一般財源化した場合、子どものために適切な動きが出来ないであろう分野がいくつかあると考える。

< 領域別 >

1．児童厚生施設における健全育成サービス

「児童厚生施設」といっても、児童館中心で行われており、児童遊園に関しては児童厚生施設という認識を持っている人は少ない。児童遊園は、もっと地域の子育て支援の社会資源として活用できるような工夫をするべきだ。たとえば、屋根をつけた広場を作ったり、遊具などを保管しておく場所を提供したりなどを行ってはどうか。また、児童館は地域的偏在が激しく、日本全体で施策を評価するレベルに至っていないことが問題である。地域によって運営の方法や職員の種類（所属団体や勤務体制など）も異なっており、全体的に供給側が考えて提供するサービスと利用者側の意識がずれているのではないか。

2．放課後児童健全育成について

現在のように、「保育欠ける子どもたち」を対象とした事業のままでよいのかという疑問を持っている。放課後の時間をいかに有意義に楽しく過ごすかという問題は、親の状況によって子どもの生活状態が区別される必要のないことである。就学後も幼稚園からあがってきた子どもと保育園出身者を分けていることが問題だ。総合施設が増えていくことにより、この状態のままでは不自然な状態になるだろう。これは、政策立案側の意識だけなく、保護者の理解も必要なことだが、子どもたちが一緒に勉強したり、遊んだりできる環境を整備することが必要なのであって、親の就労状況によって子どもたちの居場所を分けることはおかしい。放課後の子どもの遊びを指導する事業として捉えなおした事業内容にするべきである。

3．地域における第一次的な相談援助体制について

何が「一次」かということが、自治体によって異なるので一概に答えられない。同じ町でも人口規模が2000人程度の所と50000人では違うだろう。また、児童相談所設置自治体かそうでないか、家児相の設置の有無、その職員の勤務体制などの条件の違いによって「一次」として機能する拠点のイメージが異なる。現段階で考える「一次」の概念を「問題を発見して公的サービスまでつなげる仕事」と捉えると、小学校や保育所などが拠点のイメージとして出てくる。「一つの仲間」と思えるエリア（中学校区レベル）を対象として、教育資源、保育所、支援センターやつどいの広場等それぞれの自治体の中で、公的責任が果たされる窓口をつくるイメージで考えている。